

# 沼田ダムくまぼろしと なった日本一のダムく

昭和村ボランティアガイドの会

理事 倉澤 俊雄

戦後間もない昭和二十二年から三年連続で、台風が関東地方全域を襲い大被害をもたらした。特に、利根川の洪水が災害を大きくしたことから、洪水調整を目的としたダム建設の計画が持ち上がった。

当時の建設省による利根川水系総合開発の中で「沼田ダム建設」が検討され始め、昭和二十七年に第三次吉田茂内閣で計画が閣議決定された。

この時の計画では、綾戸に高さ七十五mの堰堤を築き、貯水量一億二千万トン、面積七十二万平方キロメートルというダムの規模であった。その水没面積は、耕地は三百五十六町歩、家屋八百戸と学校二校、国道十七号、国鉄上越線、発電所などの水没が想定された。

これに対し、水没予定地域となる利根沼田の住民が、この計画を新聞等で初めて知ったのは昭和二十八年八月十四日だった。水没地域とされた一町七か村(沼田町、薄根町、川田

村、久呂保村、糸之瀬村、古馬牧村、桃野村)はただちに、沼田ダム建設絶対反対陳情書を建設大臣と建設省、県知事、県議事に提出した。

旧久呂保村は、ダムが実現すると永井、入原、川額、森下、椽久保の各地区全域、中学校および家屋、耕地が水没してしまうため、村の重大事として同年九月十三日、久呂保中学校において村民会議を開き、絶対反対を決議し「沼田ダム反対同盟」を結成した。七五三木政勝(村長)、堤幾之助(議長)、倉澤巧(反対同盟会長)、各地区の委員八名。

その後、昭和二十九年に沼田市が誕生した。これにより「沼田ダム建設反対期成同盟連合会」に集約(本部は沼田市)され、同盟は下部組織として反対運動に取り組んだ。

その後、治水対策として利根川水系に藤原・須田貝・矢木沢・相俣の各ダムが、片品川水系に蘭原・根利の各ダムが相次いで建設されたため、沼田ダム建設は下火になったと思われる。

ところが、その後の高度経済成長期の訪れにより、京浜工業地帯への人口集中によって水

不足が生じ、東京の水を利根川から補給する必要性が高まってきた。そこに再び「沼田ダム」建設案が浮上してきた。

昭和三十四年七月二十九日、国の利根川総合開発の座長に任命されたのが「電力の鬼」とあだ名された松永安左衛門だった。ダムの規模を増強し首都圏の水と電力の需要を賄うべく、最終答申が「沼田ダム」建設計画となった。計画案によれば、先の政府案よりもはるかに大規模なもので、堰堤百二十五メートル、有効貯水量は八億トン、貯水池面積二十七平方キロメートルという「日本一」の大ダム計画である。水没面積は三倍の二千五百戸、水没面積は千二百町歩となり、建設費も五百二十二億円(現在の貨幣価値にして約二千九百八十億円)かかるとの推定で発表された。

不足が生じ、東京の水を利根川から補給する必要性が高まってきた。そこに再び「沼田ダム」建設案が浮上してきた。



これに対し、危機意識を募ら

せた反対期成同盟連合会は、昭和三十四年九月十一日「沼田ダム建設絶対同盟連合会」と名称を変更。反対署名活動を活性化させるとともに、十月七日午後二時、沼田公園で沼田ダム建設反対総決起大会を開いた。参加者は三千人におよび、大会後、沼田市内の目抜き通りをデモ行進した。



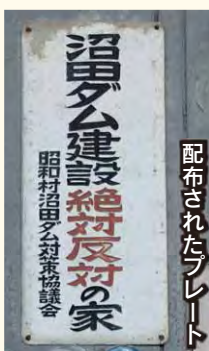
一方、賛成派は、利根沼田の

百年の体計の上からも観光・産業振興のためにもダムは建設すべきとの立場であった。

政府は、沼田ダムは規模が大きすぎ水没による犠牲が多すぎるため、建設決定には、高度な政治判断を要するとして決断がなされず、建設計画は先延ばしにされていた。

昭和四十七年、日本列島改造計画を掲げ田中角栄内閣が成立した。木村武雄建設大臣は、沼田ダムの現地視察を踏まえ、十月十一日の衆議院地方行政委員会、沼田ダム建設は不可能であると答弁。十月十三日、木村大臣は閣議後に、田中首相にこれを報告し了承された。これにより沼田ダム建設に終止符が打たれることになった。

半世紀を超える紆余曲折を経て、今年十月一日に試験湛水を開始した八ツ場ダムの貯水量は一億トンであるのに対し、沼田ダムは八億トンで面積は二十七平方キロメートル、実に箱根の芦ノ湖の4倍に相当する大きさであった。そして、当時の反対闘争の証として、本村全戸に配布したプレートが、玄関脇の柱にかかげられ残っている家もあり、当時の状況がしのばれる。



参考文献 村誌久呂保  
協力 沼田市歴史資料館  
館長 高山 正氏

## 野焼きは法律で禁止されています

■問合せ 産業課産業振興係 ☎24-5111 (内線152)



廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは一部の例外<sup>(※1)</sup>を除いて禁止されており、野焼きを行うと法律で罰せられることがあります<sup>(※2)</sup>。野焼きは、付近の住民の方々に迷惑をかけ、環境を悪くすることになりますのでやめましょう。

※1…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「群馬県的生活環境を保全する条例」により、構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合です。

※2…不法焼却の違反者には、最高で5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金またはこの両方の刑罰が科せられます。

### どう処分すればいい？

- ①ごみの分別・リサイクルをお願いします。
  - 燃やせるごみ、燃やせないごみ、硬質プラスチック、粗大ゴミ→分別してゴミステーションへ
  - 紙類、指定プラスチック、ペットボトル→資源ごみとして、地区の集団回収へ
  - 残飯などの生ごみ→コンポストや生ごみ処理機で堆肥へ
- ②一般廃棄物以外のものは許可業者に依頼してください。

### 例外

- どンドン焼きなど、消防署に届け出て行う焼却
  - キャンプファイヤーなど、教育活動で行う焼却
  - たき火など、近所に迷惑にならない程度の軽微な焼却
  - 災害の応急対策や農作物等病害虫防除など、やむを得ないと認められる焼却
- ※ビニールやゴム等の焼却は、量の多少に関わらず禁止されています。



地域包括支援センターだより

## 実践！介護予防地域音楽療法写真館♪

11月18日から11月21日にかけて、村内5会場で内田病院の高橋由貴子先生を講師に迎え、音楽療法を開催しました。会場には皆さんのきれいな声が響きわたりました。昔を思い出し、涙ぐむ場面も。リズムに合わせて、竹バチを叩いたり踊ったりと楽しい時間を過ごしました。



菜の花館(糸井)



農業構造改善センター(貝野瀬・生越)



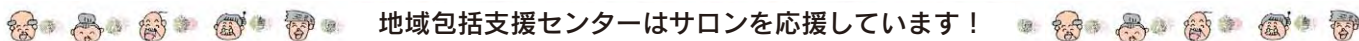
追分住民センター  
(大河原・中野・追分・赤谷・赤城原・松ノ木平)



地域活性化センター(森下・入原・永井)



地域活性化センター(椽久保・森下中・川額)



地域包括支援センターはサロンを応援しています！